

事務連絡
平成31年3月19日

各 位

木津川市健康福祉部社会福祉課

本年4月27日から5月6日までの10連休における障害
福祉サービス等提供体制の確保等に関する留意事項につい
て（通知）

平素は、市社会福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上
げます。

さて、昨年12月14日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる
日を休日とする法律（平成30年法律第99号）が公布・施行されたことに
伴い、本年4月27日から5月6日までの間については、10日間連續の休
日（以下「10連休」という。）となることが決定されました。

10連休においても障害児者の生活に支障を来すことのないよう、障害福
祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所におかれましては、下記のとお
りご留意いただき、ご対応をお願いいたします。

記

- 1 10連休中の障害児者の生活のニーズについて、相談支援事業者等と連
携し、把握に努めること。
- 2 障害児者の生活のニーズに合わせ、事業所の実情に応じ、可能であれば
開所を検討すること。
- 3 10連休中に障害児者が必要な障害福祉サービス等を受けられるよう、
必要に応じて事前に調整を行うこと。

○10連休中に開所することについて、報酬の取扱いは通常の休日等と同様
の取扱いとし、10連休中の運営規定に定める営業日以外の日に開所する
場合は、変更の届出が不要であるなど、今回の連續休暇の特殊性に鑑
み、柔軟な対応が可能である。ただし、10連休に限り特別に開所する
事業所については、労働基準関係法令等の違反とならないよう、留意が
必要となる。

担当	〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 木津川市健康福祉部社会福祉課 障害者福祉係
電話 FAX	(0774)-75-1211 (0774)-75-2083